

宮代町防犯のまちづくり推進条例

平成 18 年 3 月 23 日

条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地域社会における犯罪を起こさせにくい環境整備(以下「防犯のまちづくり」という。)に関し、町並びに町民、事業者及び土地建物所有者等(以下「町民等」という。)の責務を明らかにすることにより、防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図り、もって町民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に居住し、又は滞在する者をいう。
- (2) 事業者 町内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 土地建物所有者等 町内に所在する土地、建物その他工作物を所有し、又は管理する者をいう。
- (4) 学校等 町内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護学校及び大学をいう。
- (5) 関係機関 埼玉県、警察及び防犯推進団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 防犯のまちづくりは、町及び町民等がその機能並びに能力を活かし、自らの地域は自らで守るという自治意識のもと役割を分担し、密接な連携を図りながら地域の結びつきを強め、町内において犯罪を誘発する機会を除去することにより、犯罪を起こさせにくい地域社会の実現を目的に推進するものとする。

(町の責務)

第 4 条 町は、第 2 条各号に掲げる者と連携し、防犯のまちづくりに関する総合的な計画を策定するとともに、当該計画に掲げられた施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

2 町は、前項に規定する施策の実施にあたり、町の区域を管轄する関係機関と密接な連携に努めるものとする。

(町民の責務)

第 5 条 町民は、その日常生活において自らの安全は自ら守ることを基本とし、そのために有効かつ必要な措置を講じ、地域の連携による防犯活動を積極的に推進し、町が実施する防犯のまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、事業活動に関し犯罪の防止に必要な措置を講ずるよう積極的に努めるとともに、町が実施する防犯のまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地建物所有者等の責務)

第 7 条 土地建物所有者等は、所有又は管理する土地、建物その他工作物に関して、犯罪

の防止に必要な措置を講ずるよう積極的に努めるとともに、町が実施する防犯のまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(学校等における安全の確保)

第 8 条 学校等の管理者は、幼児、児童生徒及び学生の安全を確保するため、関係機関及び保護者と連携し防犯に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(良好な地域社会の形成)

第 9 条 町民等は、挨拶運動、地域のコミュニティづくり等を通して防犯推進に関する活動に自主的かつ積極的に取り組むことにより、地域のあたたかい人間関係を築き、相互扶助の精神に基づいた良好な地域社会を創造するよう努めるものとする。

(委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。